

グループ A (輸出管理優遇措置対象国)

ヨーロッパ

アイルランド、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス
スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー
フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル
ルクセンブルク

南北アメリカ

アメリカ合衆国、アルゼンチン、カナダ

オセアニア

オーストラリア、ニュージーランド

グループ B (国際輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域)

ヨーロッパ

エストニア、ラトビア、リトアニア

アフリカ

南アフリカ共和国

アジア

トルコ、韓国

グループ C (グループ A、B、D のいずれにも該当しない国)

グループ D

「輸出貿易管理令 別表第 3 の 2」(国連武器禁輸国・地域)[18]、「輸出貿易管理令 別表第 4」(懸念国)の国・地域。

アジア

アフガニスタン、イラン、イラク、レバノン、北朝鮮

アフリカ

コンゴ民主共和国、スーダン、ソマリア、中央アフリカ共和国、南スーダン、リビア